

教育委員会定例会会議録

令和3年5月20日（木）

教育委員会定例会会議録

令和3年5月20日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 伊藤甲之介
委 員 大森美保子 委 員 中馬智子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 前田典康	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 青柳和富	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 高橋 修	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	社会教育課長 瀧田美穂
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 関山知子
体験学習センター所長 松下晁久	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 佐藤 勇	教育センター所長 日高恭子

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第31号教育委員会の点検・評価（案）についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第31号教育委員会の点検・評価（案）についての諮問について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は、1ページ及び2ページの諮問書でございます。

本案は、別冊資料の教育委員会の点検・評価（案）に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から意見をいただきたく茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定に基づき諮問するため、提案するものでございます。

別冊資料をご覧ください。本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価と、茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に実施し、教育基本計画審議会から知見をいただくこととしております。

2ページをご覧ください。本年度の点検・評価は第4次実施計画の最終年度を評価することから、例年の点検・評価の対象としている主要な事業に、教育基本計画第4次実施計画において新たに取り組んだ事業を加えた事業の中から、教育基本計画審議会で選定した表1に記載の事業を評価対象としています。対象となった事業の自己評価については、資料の8ページから78ページに政策、施策ごとにそれぞれの事業の結果を記載しております。

令和2年度は実施計画期間最終年度でしたが、年度を通じてコロナ禍の中で事業に取り組むこととなりましたので、評価の視点として、新しい生活様式、ウィズコロナを設け、自己評価を行いました。具体的には、コロナ禍においてどのような工夫を凝らし事業を進めたか、その実績と成果、課題及び今後の取組などについて記述をしております。

なお、政策ごとの評価の総括につきましては、9ページ、42ページ、69ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

今後、この点検・評価（案）を審議会に諮問し、審議会から自己評価に対する知見をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 63ページのちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について意見を言います。

対面の講座を実施することができなかったということで、実績なしという評価になっております。それは仕方ないと思うんですが、その下の文章を読みますと、その対面の講座はできなかったけれども、いろいろなことを社会教育課はされているんですね。

「MaruhakuTV」、企画展をオンライン上で開催する、ガイド研修事業と、非常にコロナ禍の中でよくここまでされているなと思いました。それで、対面の講座はできなかったから実績なしになるんだけれども、でもこんなこともやっているんだよというのを、文章を読まないでもぱっと分かるように何か表現できないですかね。難しいですか。ご検討をお

願いたします。

○伊藤委員 10ページ、市費教員任用事業というのは、多分これは教員定数標準に関する法律以外のところで市費で教員を任用されているということなので、この財政が逼迫している中で、このように必要な教員を確保をされているというのはすばらしいことだと思っております。

それ以外にも、ふれあい補助員の派遣事業とか、特別支援学級増設に伴う教育活動整備事業とか、やはり子供たちの教育のために、財政が逼迫している中で非常に頑張られているなという気がするところです。

1つ質問なんですけれども、9ページ、特別な配慮を必要とする子の学校生活ということが書いてありますけれども、特別な配慮を必要とする子、茅ヶ崎市においてはどのようなお子さんに対して配慮をされているのか、お話ができる範囲で構いませんので、お聞かせ願えればと思うところです。

○学校教育指導課長 例えば、集団での生活について理解することが困難な子であったり、発達障害のある子等も当然ですけれども、障害のあるなしにかかわらず、就学に向けて生活や学習に不安がある子を指しております。当然それは、場所、状況、発達段階に応じてということもありますので、考え方としては、本当に全ての子供たちが対象であると捉えております。

○竹内教育長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

特に、ほかにご意見等がなければ、日程第1 教委議案第31号教育委員会の点検・評価(案)についての諮問については、原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第36号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第3 教委議案第37号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○体験学習センター所長 日程第2 教委議案第36号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第3 教委議案第37号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令についての2件につきまして

て、一括してご説明いたします。

本議案は、昨年度の本定例会でご審議いただきました茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日の見直しの考え方等により、体験学習センターの休館日を変更することとしたことから、関係規則等を改正するため、提案するものでございます。

議案書はその2をご覧ください。

3ページになります。初めに、茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由とその概要をご説明いたします。本規則は、茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日を1週間に1日設けることにより、利用者の利便性の向上を図るため、提案するものでございます。規則の概要につきましては、本施設の休館日を毎月第2火曜日から毎週月曜日に変更することといたしました。この規則は、令和3年10月1日から施行することとしております。

続きまして、議案書その2の7ページをご覧ください。茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由とその概要をご説明いたします。本訓令は、茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日の変更に伴い、本施設に勤務する職員の週休日を変更するために提案するものでございます。訓令の概要につきましては、本施設に勤務する職員共通の週休日を毎月第2火曜日から毎週月曜日に変更することといたしました。この訓令は、令和3年10月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に、ご意見等がなければ、日程第2 教委議案第36号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第3 教委議案第37号茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第4 教委議案第32号令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第4 教委議案第32号令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針につきまして、ご提案申し上げます。

4ページをお開きください。令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針、茅ヶ崎市教育委員会。

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。したがって、その採択に当たっては、十分な調査研究を行い、児童・生徒に最も適した教科用図書を採択すべきである。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び神奈川県教育委員会の令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針により、採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

1、茅ヶ崎市における、小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。

2、特別支援学級教科用図書については、1により決定された小・中学校教科用図書もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。

3、継続採択年度に当たっては、特別の理由のある場合を除いて前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、5ページから9ページに、神奈川県教育委員会が定めました令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。

また、令和3年3月30日、文部科学省より、令和元年度の中学教科書の検定において不合格となった自由社の中学歴史の教科書が、令和2年度の再度の検定において合格となったことが発表されました。昨年度は中学校教科用図書の採択の年度であったことから、4回にわたる茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会において、十分な協議の上、協議結果を本教育委員会に答申し、答申結果を参考に昨年度、7月31日の教育委員会臨時会においてご

審議いただいた上で、今年度より使用する中学校教科書を採択していただきました。

本市においては、昨年度、令和3年度からの4年間の使用を見据え、茅ヶ崎市の生徒にとって適切な教科用図書を選定するために、令和元年度検定を合格した社会（歴史的分野）の7社の教科用図書について調査研究を十分に行っていること、自由社の教科書については、採択後の検定を受け合格した教科書であることから、本日ご審議いただく教科用図書採択基本方針3項の「特別の理由のある場合」には該当しないものと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明は終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 茅ヶ崎市では本当に極めて丁寧な調査研究を行って、公正な手続で、中学歴史教科書に関しては東京書籍を選びました。この東京書籍の歴史教科書に関しては、今現場の先生方から何か困っているとか、使いにくいとか、問題が指摘されていますでしょうか。

○学校教育指導課長 昨年度採択していただいた中学校社会（歴史的分野）の東京書籍の教科書についてですが、本市については昨年度までも東京書籍の教科書を使用しておりましたので、授業を行う先生方にとっては、これまで積み上げてきた授業スタイルを生かしながら、新学習指導要領に示されている主体的、対話的で深い学びの実現に向けて有効に活用できていると伺っております。

また、昨年度実施できなかった計画訪問について、本年度実施予定ですので、社会科に限らず様々な教科について、現場の先生方の意見について積極的に耳を傾けていきたいと考えております。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第4 教委議案第32号令和4年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については、原案のとおり決定することはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第5 教委議案第33号障がいのある児童・生徒等の就学についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第5 教委議案第33号障がいのある児童・生徒等の就学についての諮問についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の10ページ及び11ページをご覧ください。

学校教育法施行令第18条の2の規定に基づきまして、障がいのある児童・生徒等の就学について審議を行うため、茅ヶ崎市就学指導委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 質問ですけれども、茅ヶ崎市教育委員会としては、障がいのあるお子さんたちに対して非常に丁寧な対応をされていると思います。そういう中で、何人ぐらいの指導主事さんで、何人ぐらいのお子さんにどのぐらい対応されているのかをお聞かせ願えればと思っております。

○学校教育指導課長 対応している指導主事は昨年度より3名となります。昨年度の就学指導委員会参加人数は137名、就学相談人数は250名程度となります。就学相談につながったケースについては、まず保護者との面談、次に就学先として検討する学校、学級の見学、そして、就学指導委員会への参加、さらに学校・学級体験、入学に向けた入学相談と、合計5回以上は各指導主事が保護者や子供と顔を合わせて相談等に対応しているところです。今年度につきましても、指導主事3名での対応を進めているところです。

○伊藤委員 5回も対応されているというのは、非常に丁寧な対応だと思いました。ありがとうございます。

○大森委員 その丁寧な対応の中に1つ、ぜひ皆さんにご理解いただければうれしいと思うことが、幼稚園の教育現場におりますと、これから小学校に上がる子供たちについて、安心して送り出したいという思いから、障がいまではいかないけれども不安を抱えている親子が、このような相談の窓口を開いていただくことで安心して学校に行けているというのが事実、1つあります。

それから、5回の訪問プラス、1つは幼稚園、あるいは保育園に指導主事が足を運んでくださるということは、こちら側としては大変ありがたいことだと、いつも感謝しております。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第5 教委議案第33号障がいのある児童・生徒等の就学についての諮問については、原案のとおり諮問することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第6 教委議案第34号いじめ防止等のための対策に関する事項についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第6 教委議案第34号いじめ防止等のための対策に関する事項についての諮問についてにつきましては、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の12ページ、13ページをご覧ください。

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第2条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策に関する事項について調査研究を行うため、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会に諮問することにつきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第6 教委議案第34号いじめ防止等のための対策に関する事項についての諮問については、原案のとおり諮問することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第7 教委報告第21号令和3年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、順次説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第7 教委報告第21号令和3年度教育費の補正予算に関する専決処分についてにつきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

一般会計補正予算(第2号)のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にかかる費用につきまして、初めに一括してご説明申し上げます。

議案書は14ページから16ページまででございます。

このたびの補正予算では、教育センターや公民館等、教育委員会が所管する各施設や事業実施の際に必要な感染防止用品を購入するための消耗品費を増額いたします。

議案書16ページをご覧ください。各項目において、新型コロナウイルス感染症対策事業

費として増額する額につきましては、款10教育費項1教育総務費目2事務局費で2万円、項5社会教育費目3公民館費で33万1000円、目4青少年対策費で6万8000円、目5青少年施設費で35万8000円、目6図書館費で59万4000円となっており、全体としましては137万1000円を増額するものでございます。

ページをお戻りいただきまして、議案書15ページをご覧ください。

ただいまご説明いたしました費用の財源といたしまして、款15国庫支出金項2国庫補助金目7教育費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金137万1000円を見込んだものでございます。

次に、教育総務課所管部分につきましてご説明申し上げます。議案書16ページにお戻りください。

款10教育費項3中学校費目1学校管理費のうち、施設設備補修費232万1000円を増額いたします。こちらは、松浪中学校屋内運動場のつり上げ式バスケットゴールが、電動モーター一部の故障により上げ下げができなくなってしまったため、その修繕をするものでございます。

教育総務課からのご説明は以上でございます。

○学校教育指導課長 続いて、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

歳出といたしましては、款10教育費項1教育総務費目2事務局費細目60の1の学校教育指導関係経費につきましては、令和3年度市内中学校の合唱コンクールを市民文化会館大ホールで実施するための経費として、103万6000円を計上させていただいたものです。

学校教育指導課からの説明は以上でございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 学校教育指導関係経費について意見を言います。

子供たちを何とか市民文化会館のステージに立たせたいという先生方のこの熱い思い、また、その先生方の思いを実現させようと柔軟にさっと動いた学校教育指導課、非常にすばらしいと思います。賛成いたします。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第7 教委報告第21号令和3年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

続きまして、日程第8 教委報告第22号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第8 教委報告第22号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は18ページでございます。

教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。

今回は、4月20日付で市民課の職員に対する学務課への併任発令が1件、併任解除が1件、同月30日付で任期満了による解職発令が1件、併任解除が1件、5月1日付で併任発令が1件となっております。また、同月10日付で福祉部高齢福祉介護課より教育総務部学務課への職員の異動が1件ございました。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第8 教委報告第22号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することといたがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第9 教委報告第23号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第9 教委報告第23号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は20ページから22ページまででございます。

本案は、教育基本計画審議会委員として小学校長会長から推薦をいただき委嘱をしている委員について、同会の推薦者の変更があったため、議案書22ページのとおり委嘱したため、報告するものでございます。

任期といたしましては、前任の委員の残任期間である令和3年4月8日から令和4年5

月11日までとなります。

事務処理に急を要したため、教育長による専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定により報告をいたします。

よろしくご承認のほど、お願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第9 教委報告第23号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第10 教委報告第26号令和2年度教育費予算の事故繰越しについてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第10 教委報告第26号令和2年度教育費予算の事故繰越しについてにつきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書はその2、9ページ及び10ページでございます。

初めに10ページをご覧ください。このたびの事故繰越しにつきましては、小学校及び中学校の児童用及び生徒用の机、椅子の購入において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、この納品が令和2年度内に完了することができないため、令和3年度に繰り越したものでございます。繰越額につきましては、款10教育費項2小学校費目1学校管理費で689万3040円、項3中学校費目1学校管理費で271万1500円でございます。

ご説明は以上でございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第10 教委報告第26号令和2年度教育費予算の事故繰越しについての報告を終了いたします。

次に、日程第11 教委報告第24号茅ヶ崎市就学指導委員会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第11 教委報告第24号茅ヶ崎市就学指導委員会委員の委嘱に関

する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書23ページをご覧ください。

茅ヶ崎市就学指導委員会規則第3条に基づき、関係機関等より推薦がありました14名の委員に、令和2年5月24日から令和4年5月23日までを任期として委嘱しているものがございますが、25ページにお示したように、人事異動等により一部委員の変更を行い、新たに6名の委員を委嘱しました。

なお、令和4年5月23日までの茅ヶ崎市就学指導委員会の委員につきましては、24ページの14名が委員となり、変更のあった6名の任期につきましては、同委員会規則第3条第2項に基づき、令和3年4月1日から令和4年5月23日までとなります。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第11 教委報告第24号茅ヶ崎市就学指導委員会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等がございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時31分閉会